

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 「データセンターのゼロエミッション化・ レジリエンス強化促進事業」

【データセンター改修支援事業】

令和7年 4 月

2025/ 4 /25
ver.1

一般社団法人地域循環共生社会連携協会



2 データセンター改修支援事業【略称：改修】

既存データセンターへの再エネ設備・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う事業

以下に記載する要件をすべて満たすもの。

- ア **既存のデータセンターにおいて、再エネ設備の導入や空調設備等の省CO2型設備への改修を行うこと（再エネ設備の新規導入は必須）。**
- イ **二酸化炭素削減効果が見込まれるものであること。また、明確な算出根拠を有すること。**
- ウ **定量的なエネルギー起源二酸化炭素排出量削減効果と、明確な算出根拠を有すること。**
- エ **設備導入時及び導入後における持続的な運営と維持管理体制等を有すること。**
- オ 補助事業者以外の者が既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う際の参考となるよう、環境省が本補助事業を通じて得た情報のうち、下表に定める情報について、公表することに同意すること。

ポイント

「新規導入する再エネ発電設備の発電電力の一部を当該データセンター以外の需要設備等へ供給する場合」

再エネ設備の新規導入の要件は満たすことになるものの、**該当の再エネ発電設備及びその付帯設備等は補助対象外**とする。

なお、新規導入する再エネ発電設備とは原則公募開始日以降に設備導入が開始された設備を指すものとする。

情報の属性	公表を予定している情報
定量情報	- データセンターの使用電力中の再生可能エネルギー由来電力率 - 本補助事業によるCO2削減量 - 導入発電設備の定格出力
定性情報	- 事業者名（共同実施者も含む） - データセンター事業の概要 - データセンターの所在する都道府県名

※なお、環境省及び協会との協議に応じて、上表以外の情報の公表及び根拠となる資料の提出を求めることがあります。

既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う事業に必要なかつ当該事業にのみ利用する設備に限る。

ア 再生可能エネルギーの使用に係る設備※1、※2、※3及びその付帯設備

ポイント👉

- ※1 導入設備の発電量が既存のデータセンターの使用電力量に対して著しく大きくないこと。
- ※2 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと

※3 再生可能エネルギーの使用に係る設備の定義

再生可能エネルギー由来の 発電設備 とは	・太陽光発電 ・風力発電 ・水力発電 ・地熱発電 ・バイオマス発電（依存率が発電量ベースで60%以上）
再生可能エネルギー由来の 熱利用設備 とは	・温度差エネルギー利用 （地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等） ＊この設備によって削減できるデータセンターの電力使用量についても、要件アの供給量に計上してよい。

既存データセンターへの再エネ・蓄エネ設備の導入及び空調設備等の省CO2型設備への改修を行う事業に必要なかつ当該事業にのみ利用する設備に限る。

イ 再生可能エネルギーの変動調整機能 ※2、※4 及び その付帯設備（パワーコンディショナー、電線、変圧器等）並びに当該機能及び付帯設備を制御、運用するために必要な機器及び設備（計測機器、安全対策機器等）

ポイント 🙌

※2 当該設備から系統への逆潮流を行わないこと

※4 再生可能エネルギーの変動調整機能の定義

再生可能エネルギーの変動調整機能とは

- ・蓄電システム
- ・蓄熱システム
- ・エネルギーマネジメント（EMS）機器

ウ データセンターの高効率空調・冷却に係る設備及びその付帯設備

エ 電力供給に必要な設備（配電線、受変電設備、自営線等）

主な補助対象外設備

- ア 非常用発電設備**
- イ 再生可能エネルギーの変動調整機能以外としての蓄電池**
- ウ ICT機器**

補助金の交付額

⇒ 補助率 3分の1（補助金の上限は各年度 1 億円）

※ 複数年度にわたる事業の場合、算出された額が各年度 1 億を超えた場合は、**1 億円**を該当する**年度の交付額とする。**

補助事業期間

⇒ 原則2年度以内

本年度の補助事業の実施期間は、
交付決定日から令和 8 年 2 月 28 日(土)迄です。

更新履歴

更新日	頁	項目	更新内容
令和 7 年 4 月25日初版			